日本バイオマテリアル学会
バイオマテリアル優秀研究ポスター賞規定

（総　則）

１．バイオマテリアル優秀研究ポスター賞の授賞については，この規定の定めるところによる。

（対　象）

２．本賞は，講演大会もしくはシンポジウム（WBC 開催年）（以下大会・シンポジウムと略す）での一般ポスター展示・発表に対して行うものとする。

３．本賞は，大会開催年の 4 月 1 日時点で 30 歳未満（医師・歯科医師・獣医師・薬剤師については 32 歳未満）の応募者（発表申し込み時に優秀研究ポスター賞へのエントリーを申請した者）から選考する。ただし、臨床業務に従事した期間、出産・育児・介護・兵役など研究歴から除外すべき 休職・休業期間がある場合は配慮する。

４．受賞対象者は学生会員もしくは正会員とし、賛助会員、会費未納者は除く。

（　賞　）

５．本賞の授賞件数は，応募者の 10%を目安とし、15%を超過しない数とすることを原則とする。授賞者には，賞状を贈呈し、原則として大会・シンポジウム閉会式にて表彰する。

（応募及び選考）

６．本賞への応募は，大会・シンポジウム発表申込時に応募をし，ポスター展示・発表を行うこととする。

７．審査委員は大会・シンポジウムに参加の常任理事、および、会長あるいは選賞委員長により指名された理事とする。

８．審査委員は、講演抄録集、ならびに原則として初日実施のポスター会場での研究発表（研究内容と結果の新規性や独創性・ポスターの出来栄え・発表の受け応えの的確さなどを多面的に考慮）に基づき受賞候補者を推薦する。

９．審査委員は専門分野に関わらず、応募者の 30%以下を推薦する事とする。

（授賞者の決定）

10. 審査委員長は、常任理事（選賞担当）とし、授賞者は採点結果に基づき上位 10%を目安とし、15%を超過しない数を原則に大会・シンポジウム中の臨時常任理事会の議決を経て行うものとする。

（授賞者の表彰）

11. 授賞者の表彰は，原則として大会・シンポジウム閉会式にて表彰する。

12. 授賞者は、学会誌「バイオマテリアルー生体材料ー」に氏名・共著者氏名・所属・研究題名とともに公表する。

（学会賞の英訳名）

13. 賞の英文名称は、正式には Japanese Society of Biomaterials, The Outstanding Poster Award (20‥) とし、略式名としては、JSB Outstanding Poster Award（20・・）とする。

この規定は，理事会の承認を得て施行する。

付則

この規程は 2017 年 5 月 12 日から施行する。

この規定は 2018 年 5 月 11 日から改訂する。

この規定は 2023 年 11 月 5 日から改訂する。